## 保育所等入所申込書兼保育児童台帳

年 月 日 小野市福祉事務所長 様 保育所等の入所につき次のとおり申込みます。						児童番号					
						<b>∤</b> ₽	住 所	小野市			
						保護者	氏 名				
						者	電話番号	(	)		
入	氏名			生年月日		性別	年齢		備考		
所児童	ふりがな		· · 生								
る保育所名	第1希望	第1希望			(希望理由)						
	第2希望	(希望理由)									
	第3希望 (希望理										
							 順位	生する			
	込む場合		弟姉妹がそれぞれ希望順位を優先する 弟姉妹が同じ施設に入所することを優先する								
	:育の実施を希望			71777177			<u> </u>	年		まで	
保育実施を必要とする			<u> </u>	従事時間		•	「日数 「日数	· 	その他具体的状況		
	保護者等	基準番号		1日当たり		1月あたり		7	·····································	. <i>(</i> )TL	
				時間			日間				
				時間			日間				
	-			時間		日間					
		<u> </u>		時間			日間				
入所	児童の家庭の状活	T					1				
入所児童の世帯員	氏名	続柄	生年	月日	性別	職業	職業 勤務先・事		電話番号	備考	
			•	•	男・女						
			•	•	男・女						
			•	•	男・女						
			•	•	男・女						
			•	•	男・女						
<i>I</i> Π -5		그 소소 마른	• N 200 =300 =	· +> =	男・女	1-	⇒田 ⊀谷 、	IIVAHA ZHUV	of the state of th	b h - b	
保育料に係る課税状況・課税状況調査を委任しま									氏証明書のと:	おりです。	
	活保護の状況	・適用なし ・適用あ									
	L幼児健康診査 n								けていない		
				容							
	淡や指導をうけた ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	□いいえ									
	ーさんの健康・生活」 - ない、 ご言まえだ		ること								
かあ	かれば、ご記入くだ	3V'.									
※市記載欄	保育の実施の要否			保育の実施期間					認定区分		
	要 · 否	<u> </u>			期間のとお			□2 号認定□3 号認定			
		・			• ~				□保育標準時間□保育短時間		
	年	月 日方	承諾	基準番号 実施指数				入	入所保育所		

<sup>○</sup>裏面の注意をよく読んでから記入して下さい。 ※印の欄には記入する必要がありません。

## 記入上の注意

この入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ福祉事務所に提出して下さい。なお、2人以上の児童が同時に入所を申込む場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

- 1「入所児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。
- 2「入所を希望する保育所名」は、希望する順位に従い保育所名を記入し、「希望理由」は、"自宅から近いため" "既に兄弟が入所しているため" "延長保育を実施しているため" 等を記入して下さい。
- 3「保育の実施を希望する期間」には、小学校就学始期に達するまでの保育の実施を必要とすると見込まれる期間 の範囲内で記入して下さい。
- 4「保育の実施を必要とする理由」は、下表の基準のとおりです。
  - ・「保護者等」は、同居している親族等(65歳未満の成人)については、"祖父" "祖母" "叔父" "叔母"等記入して下さい。
  - ・「基準番号」は、下の表の(1)から(8)を番号で記入して下さい。
  - ・「従事時間」「従事日数」は、基準番号(1)、(4)、(7)の場合記入して下さい。(一月あたり 48 時間以上の従事が必要になります。)
  - ・「その他具体的状況」は、"○月○日出産のため" "病気療養中のため" "○○の看護のため" 等保育できない状態を記入してください。
- 5「入所児童の世帯員」の欄は、同居している親族等の全員について記入して下さい。
  - ・「職業」は、"会社員""公務員""自営""内職"等を、また「勤務先・事業所」「電話番号」まで記入して下さい。
  - ・「備考」は、学校名等を記入して下さい。
  - 「保育料に係る課税状況」の欄には、いずれかに○を入れて下さい。
- 6 保育所へ入所できる基準は、両親いずれも(両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者)が次の表に掲げるような場合です。

## 保育所へ入所できる基準

(1) 就労 (家庭外労働) 児童の保護者が家庭の外で仕事をすることが普通なので、その児童の保育ができない場合 (家庭内労働) 児童の保護者が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をすることが普通なので、 その児童の保育ができない場合

(2)妊娠・出産 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合

(3)疾病・障害 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合

(4)介護・看護 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う

看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護

にあたっているため、その児童の保育ができない場合

(5) 災害復旧 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童

の保育ができない場合

(6) 求職活動 児童の親が求職活動(起業準備を含む)を行っているため、その児童の保育ができない場合

(7) 就学 児童の親が就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)のため、その児童の保育ができない場合

(8) その他 虐待や DV のおそれがあり、その児童の保育ができない場合等

## (留意事項)

- ・保育所への入所については、"基準に該当しない" "希望者が定員を超える" 等のため入所できない場合や、基準の該当事由により入所期間の変更等がありますので、あらかじめご承知下さい。
- ・児童の入所に際し、関係機関等(医療・療育など)と情報共有する場合がありますので、あらかじめご承知下さい。